

平成28年5月25日

# 教育委員会第5回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第5回定例会記録

◇開会年月日 平成28年5月25日（水曜日） 午後 3時00分開会  
午後 3時33分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 4名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 (委員長職務代行者)	津嶋 ユウ 君
委員	今井 多貴子 君	教育 長	境 直彦 君

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈 敏雄 君	事務局 次長	佐藤 徳郎 君
事務局 次長 (震災復興 担当)	前原 義久 君	教育総務課 長	佐々木 貞義 君
学校教育課 長	平塚 隆 君	学校安全課 長	伊藤 雄 君
学校管理課 長	三浦 司 君	生涯学習課 長兼 複合文化施設 開設準備室 長	武山 専太郎 君
体育振興課 長	佐藤 敏彦 君	学校 施設 整備 室 長	高橋 正能 君

◇書記

教育総務課 長 補 務 課 長	石井 透公 君	教育総務課 幹 主	加藤 陽子 君
教育総務 課 主 事	久光 雄介 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・平成28年度教育費に係る補正予算要求（6月補正）について

審議事項

第24号議案 石巻市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

第25号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会設置要綱

第26号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

その他

午後 3時00分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、皆さんこんにちは。  
ただいまから平成28年第5回定例会を開会いたします。  
本日の会議ですが、欠席委員はございません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） 会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、津嶋委員にお願いいたします。  
どうぞよろしく申し上げます。

---

#### 委員長の選挙

○委員長（阿部邦英君） 本日は、議事に先立ちまして、5月26日をもって任期満了となる委員長選挙を実施いたします。

それでは、事務局より委員長選挙についての説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、説明をさせていただきます。

平成27年4月に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法附則第2条第2項の規定により、改正法の施行期日前に在職する教育長の教育委員としての任期が満了するまでの間は、改正法の法第12条第2項の規定が効力を有することとなります。第12条第2項の規定では、教育委員長の任期は1年と定められており、阿部委員長は5月26日で任期満了となっておりますので、同法第12条第1項の規定に基づき、委員長の選挙を行う必要がございます。

また、選挙の方法につきましては、無記名投票又は地方自治法第118条第2項に規定される指名推選の2通りを提案いたしたいと思いますが、従来からの慣例では指名推選の方法で実施されております。

なお、教育長に関しましては、改正法附則第2条第2項により、効力を有する改正前の法第16条第2項の規定により教育委員長に選任することができません。

以上で説明を終わります。

○委員長（阿部邦英君） では、選挙の方法について、無記名投票、指名推選、どちらかに決定したいと思いますが、従来からの慣習に基づき、指名推選の方法で行ってよろしいでしょう

か。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) ご異議がないようですので、指名推選の方法で実施することといたします。

どなたかご指名をお願いいたします。

今井委員。

○委員(今井多貴子君) 阿部委員長に引き続きしていただきたいと思います。

○委員長(阿部邦英君) ただいま今井委員から、私、阿部を推選する意見がございました。委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) それでは、私、阿部を委員長に選任することに決めます。

一言ご挨拶いたします。

ただいま委員長にということで推選されました。1年間また一生懸命頑張りたいと思います。事務局の皆様のご協力、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

---

#### 委員長職務代行者の選挙

○委員長(阿部邦英君) それでは次に、私が不在の場合における職務代行者をあらかじめ指定しておきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) それでは、委員長職務代行者を選任したいと思ひます。

職務代行者につきましても、慣例に基づき、指名推選の方法で行ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) ご異議がございませんので、指名推選の方法で実施することといたします。

どなたかご指名をお願いいたします。

今井委員。

○委員(今井多貴子君) 引き続き、津嶋ユウ先生にお願いしたいと思ひます。

○委員長(阿部邦英君) ただいま今井委員のほうから、津嶋委員を推選する意見がございました。

委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) それでは、委員長職務代行者につきましては、津嶋委員を選任することに決めます。

では、簡単にご挨拶をお願いします。

○委員(津嶋ユウ君) 引き続き、職務代行者ということでやらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

---

### 教育長報告

○委員長(阿部邦英君) 本日の案件は、一般事務報告が2件、審議事項が3件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長(境直彦君) それでは、一般事務報告としまして、学校関係と教育委員会協議会等の会議の2件についてご報告いたします。

初めに、各学校では、5月に入りまして学校行事も順調に行っております。小学校では、14日と21日に合わせて31校で運動会が行われました。子供たちの元気あふれる演技や競技に、保護者や地域の方々も楽しんでいただいたと思っております。中学校では、修学旅行等の宿泊的行事を行っております。なお、28日から中学校総合体育大会の地区大会が始まります。

私の方の職務の内容として、各学校の職員評価の校長面談というのがございます。4日間行われまして、今月31日で終了する予定です。

また、東部教育事務所の所長の学校訪問というのがございまして、これは55校全部回りますが、5月30日から始まりまして6月13日で終了する予定になっております。

次に、教育委員会協議会等の会議関係です。

まず最初に、宮城県市町村教育委員会協議会では、5月17日に塩竈市で定期総会が開催され、阿部委員長と津嶋委員に出席していただきました。内容としましては、会長であります塩竈市教育委員会、柴田委員長の挨拶、佐藤塩竈市長の歓迎の挨拶、宮城県教育委員会高橋教育長の祝辞の後、議事に入りまして、平成27年度の事業決算報告、平成28年度の事業予算案について質疑となり、役員改選と原案のとおり全て可決しております。

なお、役員改選では、会長に塩竈市の柴田仁市郎教育長職務代理者が、副会長に登米市の佐

藤教育長と栗原市の佐々木委員長が就任しております。幹事には石巻市の津嶋委員が、監事の方には東松島市の石森委員が就任しております。

研修会では、塩竈の歴史とお酒と題して、阿部勘酒造、塩竈市にあります酒造会社であります。その専務取締役、阿部昌弘氏から講演をいただいております。その関係で、東北6県の市町村教育委員会連合会では、7月15日に松島町で教育委員・教育長研修会が開催予定であり、皆さんに出席していただく予定となっております。

次に、全国都市教育長協議会の定期総会と研究大会が5月19日、20日の2日間、徳島県徳島市で開催され、参加いたしました。全国から518名の教育長が参加しております。会長は福井市の内田高義教育長となっております。

以上、報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの教育長の報告について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

---

#### 平成28年度教育費に係る補正予算要求（6月補正）について

○委員長（阿部邦英君） では、なければ次に入ります。

平成28年度教育費に係る補正予算要求（6月補正）について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、平成28年度教育費に係る補正予算要求についてご説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の1ページから2ページをご覧ください。

本報告につきましては、平成28年石巻市議会第2回定例会に提案するため、現在事務局で編成作業を行っている教育費関連の予算要求について報告するものでございます。

それでは、主な内容についてご説明いたします。

始めに、歳入につきましては、1ページに3件計上しております。

番号1、みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金及び番号2、実践的安全教育総合支援事業費委託金では、当該事業の内定に伴い新たに県交付金を要求するものでございます。

次に、番号3、災害復旧費寄附金（教育委員会分）では、各事業に対して寄せられた寄附金を要求しております。

次に、歳出につきましてご説明いたしますので2ページをご覧ください。

歳出につきましては、3件計上しております。

番号1、実践的安全教育総合支援事業費では、学校における安全教育、安全管理の充実を図るため、学校防災アドバイザー等の活用や緊急地震速報受信機の導入など、事業に要する経費を要求しております。

次に、番号2、子どものサポートハウス事業費では、けやき教室内に設置する子どものサポートハウスにスーパーバイザー等を配置し、児童・生徒に対して震災の影響による心のケアや学習支援、不登校からの自立支援などを関係機関と連携して行うため、事業に要する経費を要求しております。

次に、番号3、総合運動公園管理費では、石巻フットボール場観客席増設に係る実施設計の完了見込みにより増設工事費を要求しております。

以上が今回の要求の概要となりますが、要求内容及び要求額につきましては現時点での内容であり、今後の編成作業の過程で変更となる可能性がございますのでご了承願います。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。ありませんか。

（発言する者なし）

---

#### 第24号議案 石巻市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

○委員長（阿部邦英君） では、ないようですので、次に審議事項に入ります。

第24号議案 石巻市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） ただいま上程されました第24号議案 石巻市教育振興基本計画策定委員会設置要綱についてご説明申し上げます。

表紙番号1の1ページから2ページをご覧願います。

本案については、石巻市教育ビジョン、石巻市生涯学習基本構想、石巻市スポーツ振興基本計画、石巻市文化芸術振興基本方針の教育関係基本4計画に基づく取組の成果と課題を検証しながら新たな教育課題に対応していくため、今後本市が行っていく教育施策の方向性を示すものとして石巻市教育振興基本計画を策定するに当たり、教育関係者や市民の意見を広く反映するため、市民検討組織を設置しようとするものでございます。

以下、条文に従いましてご説明申し上げます。



始めに、第1条は、本委員会の設置について定めたものでございます。

第2条は、委員会が検討する所掌事務を規定したものでございます。

第3条は、委員会の組織について規定し、第4条は、委員の任期を規定したものでございます。

第5条は、会長及び副会長の職務を規定したものでございます。

第6条は、委員会の会議等について規定したものでございます。

第7条は、庶務について規定したものでございます。

第8条は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮って定めることを規定したものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は、施行期日を平成28年6月1日とするものでございます。附則第2項は、委員委嘱後の最初の会議については教育長が招集するとしたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 施行期日が6月1日になっていて、第4条の委員の任期は委嘱の日から来年の3月31日までとなっておりますが、委嘱日は大体いつ頃を予定していますでしょうか。

なぜかという、これだけのことをするのに当たって、委員会としての時間が短いような気がしたんです。委嘱期間内に委員会を何回くらい開催する予定なのかお聞きしたい。

○委員長（阿部邦英君） では、教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 本委員会の今後のスケジュールにつきましては、この設置要綱を本日議決いただきました後、6月中に委員の決定を考えてございます。

現在、庁内の職員による検討委員会でこの振興計画の素案を作っておりまして、それを庁外委員会にかけようとしておりますので、実際の委員会の最初の開催は8月頃になるかと考えており、8月から12月までをめぐりに委員会を開催し、開催回数については4回から5回を想定しております。12月には検討していただいた計画案に対しパブリックコメントを募集し、その後、来年1月からそのパブリックコメントの意見を反映した形で最終案を決定いたしまして、3月には策定したいと考えております。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

今井委員、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(阿部邦英君) ないようでしたら、第24号議案 石巻市教育振興基本計画策定委員会設置要綱は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) ご異議がありませんので、第24号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第25号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会設置要綱

○委員長(阿部邦英君) 次に、第25号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会設置要綱を議題といたします。

これも教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長(佐々木貞義君) それでは、ただいま上程されました第25号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会設置要綱についてご説明申し上げます。

表紙番号1の3ページから4ページをご覧ください。

本案につきましては、平成26年度に設置された石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会及び検討部会において検討、作成した同計画の素案について、教育関係者や市民の意見を広く反映させるため、市民検討組織を設置しようとするものでございます。

以下、条文に従いましてご説明を申し上げます。

始めに、第1条は、本委員会の設置について定めたものでございます。

第2条は、委員会が検討する所掌事務を規定したものでございます。

第3条は、委員会の組織について規定し、第4条は委員の任期を規定したものでございます。

第5条は、会長及び副会長の職務を規定したものでございます。

第6条は、委員会の会議等について規定したものでございます。

第7条は、庶務について規定したものでございます。

第8条は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮って別に定めることを規定したものでございます。

次に、附則でありますが、附則第1項は、施行期日を平成28年6月1日とするものでござ

います。附則第2項は、委員委嘱後の最初の会議については教育長が招集するとしたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございますか。

津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） ちょうど前の24号議案石巻市教育振興基本計画策定委員会設置要綱というのと続けてこちらの25号議案なものですから、双方を見比べてしまったのですが、それぞれの要綱の第3条と第3条の違いを教えてくださいませんか。

まず、第3条第2項中の1号から5号について、25号議案の方は、「石巻市立学校に関する者」や「石巻市立学校の保護者を代表する者」と、市立というところを強調していますよね。24号議案の方は「学校教育関係者」や「保護者の代表者」というだけになっているので、素朴に24号議案の方の「学校教育関係者」というのは石巻市立にこだわらないのかなとか、保護者の方も石巻市立の保護者でなくていいのかなとか思ってしまったんですけども、今までこういう設置要綱関係ではほとんど「市立」とは規定していないですよ。

多分、25号議案の方は市立小・中学校学区云々なので強調したくて入れたのかなとは思いますが、何か違いがあるようにも見えるし、そのところどうなんだろうと。どうした方がいいという意見まではいかないんですけども、素朴に疑問に思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） ただいま上程されております25号議案につきましては、石巻市立の小学校、中学校の学区を考えるとということで、今回「市立学校に関する者」や「市立学校の保護者を代表する者」というように石巻市立学校から委嘱をするということを強調させていただきました。

24号議案につきましては、広く市民という中での「保護者の代表者」、「学校教育関係者」ということでこのような表現にさせていただいたという内容でございます。

○委員（津嶋ユウ君） そうしますと、多分25号議案については市立学校のみ限定という要素が入っているんだと思うんですが、24号議案で規定している「学校教育関係者」や「保護者」というのは別に市立学校でなくていいんですかね。そう読み取れてしまうのかなと。見比べなかったら気付かなかった、思わなかったんですけども、見比べると何か気になってきたんですが。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 24号議案で、学校教育関係者ということで現在考えておりますのは、津嶋委員ご指摘のとおり、内容的には市立学校の先生方を考えており、保護者につきましては、市立学校というかP T A協議会から推薦をいただこうと考えておりますので、最終的には今おっしゃられたとおり、学校教育関係者と申しましても市立学校の先生方になるかと思えます。よろしくをお願いします。

○委員（津嶋ユウ君） 特に規定していないけれども、やはり市立学校内からですよ。25号議案については市立学校に関することをやるので強調したいという意図だということでもいいですか。いいような、悪いような。いいです、わかるんですけども、比べてしまうと違いがあるような。24号議案の方が広いというような意味にもとれますので少し気になったところでした。

それからもう一ついいでしょうか。

第3条に関して、委員15名で、こちらのほうが24号議案と比べるとやはり人数が多いんですが、そのうちの第2項第4号の「地域及び関係団体の構成員」というのは、具体的にもうある程度検討されているのであれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 第4号の「地域及び関係団体の構成員」という部分でございますが、これから最終的には考えていかなければいけないんですけども、現在考えているのは、旧市内ですと町内会連合会、総合支所管轄でございますと、現在、各地域でまちづくり委員会というのをつくっておりますので、そちらの代表というようなことで現在のところは考えております。

○委員（津嶋ユウ君） その辺の人数が多いということになりますか。

○教育総務課長（佐々木貞義君） この第4号では全体で7名ぐらいを考えております。

○委員（津嶋ユウ君） 大体、人数配分は出ているということですね。

○教育総務課長（佐々木貞義君） こちらの案としては考えております。

○委員（津嶋ユウ君） わかりました。

○委員長（阿部邦英君） 今井委員。

○委員（今井多貴子君） よろしいですか。今、津嶋委員の質問と関連するのですけれども、そうすると、第24号議案の第3条第2項第4号のところの「子どもの健全育成に関係する団体に所属する者」というその団体とは、これも少し引っかかってはいたんですけども、どのよ

うな団体を指すのでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 24号議案の第3条第2項第4号の「健全育成に関する団体関係」については、現在考えておりますのは子ども会育成会から推薦していただこうと考えております。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第25号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会設置要綱は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がございませんので、第25号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第26号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第26号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長兼複合文化施設開設準備室長（武山専太郎君） ただいま上程されました第26号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の5ページをご覧ください。

本案は、現在委嘱しております委員の任期は平成27年6月1日から平成29年5月31日までとなっておりますが、委員のうち学校教育関係の2名につきましては、石巻市立小・中学校長会からの推薦をいただき選出しており、このたび新たな委員の推薦がありましたので、社会教育法第15条第2項及び石巻市社会教育委員に関する条例第2条の規定により、前任者の残任期間について委嘱しようとするものであります。

新委員につきましては、雄勝小学校校長、菅原美樹氏と山下中学校校長、青山博之氏であり、両氏とも宮城県東部教育事務所で社会教育主事を経験されており社会教育に精通されておりますので、専門的な見地からの助言を得られるものと考えております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

(「なし」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) それでは、ないようですので、第26号議案 石巻市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) 異議がありませんので、第26号議案については原案のとおり可決いたします。

---

### その他

○委員長(阿部邦英君) 以上で審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、各委員から何かありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○委員長(阿部邦英君) なければ、各課長からありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長(平塚 隆君) それでは、私から、政治的教養教育における対応についてご説明をさせていただきたいと思います。

委員の皆様、おそらく新聞等で既にご存じのことかと思いますが、今月10日付けで宮城県教育委員会高校教育課から「政治的教養教育における対応について」という表題で、県内の全ての県立高等学校に対し、生徒が学校を通して取材を受けること、生徒個人が学校から依頼を受けることで学校を代表する意見を問われていると意識する等の過剰な負担を感じる場合もあり、学校が主体となったり仲介したりすることは適切ではないとする通知が出されました。石巻市教育委員会にも同通知が届き、この通知文の内容を見る限りにおいては、学校外において、生徒自らの意思で回答、参加等するものを妨げるものではないとされております。

よって、石巻市教育委員会としましては、本文書は特段問題があるとは思えないと判断し、石巻市立桜坂高等学校にも同様の趣旨の文書を通知する予定であります。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長(阿部邦英君) では、この件につきましては、新聞、テレビ等で報道されており、県の教育長の考えもわかっておりますので、それに沿ってよろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(阿部邦英君) では、なければ、次回の定例会の日程等についてお願いいたします。

○事務局（石井透公君） 次回、6月の定例会につきましては、6月30日木曜日、午後1時30分から開催する予定でございます。

場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 3時33分閉会

---

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 津 嶋 ユ ウ